

神戸市水道労働組合との交渉議事録

- 1 日時：令和6年3月22日（金） 19:00 ～ 19:10
- 2 場所：水道局総合庁舎4階会議室
- 3 出席者：
（局）経営企画課課長（業務改革担当）、係長、他1名
（組合）委員長、副委員長、書記長、書記次長、他4名
- 4 議題：災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について
- 5 発言内容：

（局）：3月12日に提案しておりました災害応急対応等派遣手当の創設について、国と同様に金額を1,080円としてほしいといったご要望があったので、改めて当局の考え方を説明させていただく。

国では、人事院規則で災害応急作業等手当について定められており、自然災害発生に伴い河川堤防・道路・港湾施設・鉄道施設等において行う巡回監視に従事した場合に710円、同じく応急作業等に従事した場合には1,080円が支給されると聞いている。他にも火山噴火の現場で業務に従事する場合等についても定めがあるので、今申し上げた金額については国の災害応急作業等手当の一例となるが、今回我々が提案している手当とは考え方に違いがある。

他方、3月12日に提案した災害応急対応等派遣手当については、本市の区域外の災害発生地域に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する場合に想定される、災害発生下という危険性に加えて、本来の勤務地とは異なる慣れない勤務環境下で業務に従事する困難性にも着目し、業務の特殊性を評価するものである。このことから、従事する業務の内容にかかわらず、一律で日額1,000円の支給を提案しているところである。

市長部局においても、局によって担当する事業の違いはあっても、勤務の質という点では共通しているとの考え方から、様々な業務でも日額1,000円との設定を行っている。

本来の勤務地とは異なる慣れない被災地において神戸市職員として応急・復旧に関する業務に従事するという点では、市長部局の職員も水道局職員も同様であるので、提案通りの内容でご了解いただきたい。

なお、妥結後できるだけ速やかに支給できるよう対象者の調査等、事務的な作業についても協議と並行して進めているところである。被災地で応急・復旧作業に従事された職員の皆さんの苦勞に報いたいと考えている。

（組合）：産別要求への回答の中で市長部局との人事交流を前提とする旨の発言があったと思うが、今回の派遣で市長部局から人事交流で水道局に来た職員を派遣したか。またその比率はどうか。

（局）：比率までは手元にないが、派遣している。

(組合) : 金額は交渉事項だと思うが、我々の要求する 1,080 円に対してはゼロ回答という
とか。

(局) : 金額については交渉事項だと考えているが、提案通りの金額とさせていただきたい。

(組合) : 持ち帰り検討する。

(局) : 宜しく検討をお願いします。以上で団体交渉を終了とする。